

秋田県労働福祉協議会
会長 工藤 雅志 様

秋田市長 佐竹 敬久



労働者福祉に関する要請（回答）

平成18年12月8日付けで受領した標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県支部、秋田県勤労者住宅生活 協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。

これまでとおり支援を継続し、可能な範囲で協力を努めるとともに、各種制度等については、今後も広報あきた等を通じ周知を図ってまいります。

（工業労政課）

2. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営については、自立と再生をはかるため広域化を推進し、中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに関わる諸施策を柱として、同サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざして取り組んでいただきたい。

中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国からの補助金は平成22年度で打ち切りになることから、限られた財源の中で効率的なサービス提供を行うためには、広域化を推進することが必要だと考えています。今後もその手法について、他のサービスセンターと連携しながら研究を重ねてまいります。

（工業労政課）

3. 市場経済至上主義、格差社会が進むなかで、勤労者・市民の不安が高まっています。秋田労福協の構成団体が、労働、社会保障、教育、介護、生活設計、多重債務等の相談センターを来年度立ち上げることを検討しています。その際は、運営面等における助成金をお願いしたい。

事業内容、利用状況等を勘案し、検討してまいります。

(工業労政課)

4. 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティーゴルフ大会」が、今年で19回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、参加費やプログラムへの協賛広告などを元に、災害遺児愛護会をはじめとする福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈しました。秋田市からもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたいと思います。

要望については、可能な範囲で協力してまいります。

(工業労政課)

5. クレ・サラ（消費者金融）に関わる事件が大きな社会問題になり、今臨時国会で貸金業法案が成立する方向です。法改正に伴って、多重債務問題を解決するための施策を総合的・効果的に行うよう政府・関係省庁に働きかけていただきたいと思います。秋田市においても、多重債務問題を総合的に解決するための体制整備と施策を強化していただきたいと思います。

多重債務問題については、貸金業法の改正により、国においても具体的な取り組みを推進することとしていますので、政府・関係省庁への働きかけについては、その推移を見極めながら対応してまいります。

本市では、多重債務問題に関しては、消費者センターで相談を受けており、相談者の状況に合わせた債務整理の方法を情報提供したり、弁護士相談を紹介するなど、迅速な解決に導いているところです。また、現在、行っている弁護士会や県警などの関係機関との連携や、出前講座や広報を活用した啓発活動を今後も積極的に行ってまいります。

(消費者センター)

6. 若者のカード破産や悪徳商法による被害、多重債務問題は後を絶ちません。こうした状況に陥ったり被害に遭わないためにも、秋田市として賢い消費者教育を行っていただきたいと思います。秋田労福協は、社会に出る前の学生を対象に「高校生のための消費者講座」を解説し、各高校から要請があれば講師を派遣いたします。学生が社会に出て賢い消費者・社会人になるため、秋田市内の各高校に対する本講座の周知・紹介をお願いしたい。

若者が消費者トラブルに遭わないようにするため、市内の高校・大学からの要請に応じて出前講座などの啓発活動を実施しています。啓発活動は、様々な機会を捉えて繰り返し行うことが効果的と考えますので、今後は貴協議会が実施する取り組みについても、市民への周知、紹介を図りたいと考えています。

(消費者センター)

7. 東北労働金庫秋田県本部に対する預託金について、①労働者福祉対策金2億円、②秋田市勤労者福祉サービスセンター融資制度見合い預託金1千万円をお願いしたい。

預託金については、今年度と同額で継続する予定です。

(工業労政課)

8. 秋田県中央メーデーに対し「35万円」の補助金をお願いしたい。

来年度についても、補助する方向ですが、補助額については市の予算編成方針にしたがって決定することとしています。

(工業労政課)

9. 安心と信頼の社会保障制度確立に向けて、年金、医療、介護、福祉の一体的見直し、抜本改革を早急に実現するよう政府、関係省庁に働きかけていただきたい。

各種施策の改革等については、全国市長会等を通じ要望しているところですが、今後も一層働きかけてまいります。

(工業労政課)

10. 高齢者社会が進展するなかで、社会保障への不安が増大しています。勤労者にとって財形制度は資産形成に資する制度として、依然として有効な制度であり、充実をはかることが求められています。財形制度を以下のように改善するように政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 財形年金及び財形住宅貯蓄の非課税限度額を、現行の550万円から1000万円に引上げること。
- 2) 非課税限度額を越えた金額のみ課税となる積立を認めること。
- 3) 非課税財形（住宅・年金）契約時の年齢制限を撤廃すること。
- 4) 育児休業・休職期間は、積立休止期間には参入しないこと。
- 5) 財形持有資産制度の利用を促進するための方策を講じること。
- 6) 新たな財形制度を導入するときに企業にかかる初期負担に対して支援する制度を創設すること。
- 7) 中小企業への財形制度普及策として、財形融資、財形助成金の利用促進をはかるために、実効性のある周知広報活動を行うこと。
- 8) 財形貯蓄の非課税制度について、退職などの事由による非課税継続期間を転職等の事由における適用期間と同様2年に延長すること。
- 9) 事業主の都合により勤務先異動申告書の提出が必要なときは一括作成ができるようにすること。

財形貯蓄の非課税限度額制度については、勤労者の資産形成を促進することによりその生活の安定を図るための税制面での支援という意味合いを持っていることから、金融税制など他の制度との整合性を図りながら、雇用の流動化が進む中での制度設計を含め、税制全体の中で議論されるべきものであると認識しています。

したがって、新たな積立制度の創設などについては、税制調査会など今後の政府の動向を見守りたいと考えています。

(市民税課)

11. 労働者共済事業の強化をはかり、加入者の生活向上に資するため、以下のとおり政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

- 1) 生命共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引上げること。
- 2) 年金共済の共済掛金控除制度を堅持し、所得税法および地方税法上の所得控除限度額を引上げること。
- 3) 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の5に引き上げること。洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に引き上げること。

各種共済掛金控除制度については、所得控除等他の制度との整合性を図りながら、税制全

体の中で議論されるべきものであると認識しています。

したがって、共済掛金控除制度の在り方等については、税制調査会など今後の政府の動向を見守りたいと考えています。

(市民税課)

12. 消費生活協同組合法について、実態に合わせて抜本的な改正の検討を行うよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

今後、国や県など関係機関の動向を把握したうえで、法律改正に向けた働きかけについて検討してまいります。

(消費者センター)

【問い合わせ先】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市 企画調整部 市民相談室

(広聴担当)

電 話 018-866-2039

F A X 018-866-2281